はむしろ避け難いものであり且其の發展に伴なつて益增加するものであるとするならば罹災勞働者の豫防及救濟に關する適當な解決方法は焦眉の重大問題と云はねばなりません。

勞働者の罹災救濟法としての工場法は（勞働階級にとつて）幾多の不備の點をもち猶一時的慰籍としての效果しかもたず生活保障の點をもつて居らぬと云ふ非難は私達の苦しき經驗が充分證明してあまりある事實なのであります、自己の身體を唯一のもととして生活を維持する勞働者が傷害疾病に依り勞働不能とされた場合に若し資本家の溫情に放れ世の同情に見捨てられる時は勞働不能者は光榮ある餓死の道を選ぶか或は悲慘な養老院であります、しかし私達がむしろ死の道を選ぶとして死に依つて私達の一切が解決されるとしても罪もとがもない妻子を路頭に迷はせしめる事は私達自身の堪え難いことであり尚又由々敷人道上の問題であります。

財團法人協調會大阪支所